

(別添)

飼料として使用する粳米への農薬の使用について（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号、21 生畜第 223 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知）

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>2 1 消 安 第 6 5 8 号 2 1 生 畜 第 2 2 3 号 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日 消 費 ・ 安 全 局 農 産 安 全 管 理 課 長 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 生 産 局 農 業 生 産 支 援 課 長 畜 産 部 畜 産 振 興 課 長</p>	<p>2 1 消 安 第 6 5 8 号 2 1 生 畜 第 2 2 3 号 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日 消 費 ・ 安 全 局 農 産 安 全 管 理 課 長 畜 水 産 安 全 管 理 課 長 生 産 局 農 業 生 産 支 援 課 長 畜 産 部 畜 産 振 興 課 長</p>
<p>改正平成 22 年 9 月 7 日 22 消安第 5109 号 22 生畜第 1165 号 改正平成 23 年 11 月 17 日 23 消安第 4124 号 23 生畜第 1825 号 改正平成 24 年 12 月 7 日 24 消安第 4222 号 24 生畜第 1700 号 改正平成 25 年 7 月 1 日 25 消安第 1579 号 25 生畜第 490 号 改正平成 25 年 10 月 30 日 25 消安第 3567 号 25 生産第 2254 号 25 生畜第 1320 号 改正平成 28 年 8 月 8 日 28 消安第 2005 号 28 生畜第 591 号 28 政統第 678 号 改正平成 29 年 12 月 1 日 29 消安第 4264 号 29 生畜第 789 号 29 政統第 1223 号 改正平成 30 年 12 月 19 日 30 消安第 4498 号 30 生畜第 1181 号 30 政統第 1462 号 改正令和 2 年 1 月 21 日 元消安第 4447 号 元生畜第 1505 号 元政統第 1513 号 改正令和 3 年 1 月 14 日 2 消安第 4418 号 2 生畜第 1671 号 2 政統第 1769 号 最終改正令和 4 年 12 月 22 日 4 消安第 5108 号 4 畜産第 2048 号 4 農産第 3850 号</p>	<p>改正平成 22 年 9 月 7 日 22 消安第 5109 号 22 生畜第 1165 号 改正平成 23 年 11 月 17 日 23 消安第 4124 号 23 生畜第 1825 号 改正平成 24 年 12 月 7 日 24 消安第 4222 号 24 生畜第 1700 号 改正平成 25 年 7 月 1 日 25 消安第 1579 号 25 生畜第 490 号 改正平成 25 年 10 月 30 日 25 消安第 3567 号 25 生産第 2254 号 25 生畜第 1320 号 改正平成 28 年 8 月 8 日 28 消安第 2005 号 28 生畜第 591 号 28 政統第 678 号 改正平成 29 年 12 月 1 日 29 消安第 4264 号 29 生畜第 789 号 29 政統第 1223 号 改正平成 30 年 12 月 19 日 30 消安第 4498 号 30 生畜第 1181 号 30 政統第 1462 号 改正令和 2 年 1 月 21 日 元消安第 4447 号 元生畜第 1505 号 元政統第 1513 号 最終改正令和 3 年 1 月 14 日 2 消安第 4418 号 2 生畜第 1671 号 2 政統第 1769 号</p>
<p>飼料として使用する粳米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用</p>	<p>飼料として使用する粳米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用</p>

米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1・2 【略】

3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンプロックス、オキソリニック酸、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、スルホキサフロル、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフェノジド、テブフロキン、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロパニル、プロベナゾール、フロルピラウキシフェンベンジル、ペノキススラム、ベンズピリモキサム、マラソン（マラチオン）、メタミホップ、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1

米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1・2 【略】

3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンプロックス、オキソリニック酸、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフロキン、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロパニル、プロベナゾール、フロルピラウキシフェンベンジル、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1

項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

別紙

- 殺虫剤
- 燐酸第二鉄粒剤
- B P M C 乳剤
- B P M C 粉剤
- B P M C ・ P A P 粉剤
- P A P 乳剤
- P A P 粉剤
- イミダクロプリド水和剤
- イミダクロプリド粒剤
- エチプロール水和剤
- エチプロール粉剤
- エチプロール粉粒剤
- エチプロール粒剤
- エチプロール・シラフルオフェン水和剤
- エチプロール・シラフルオフェン粉剤
- エトフェンプロックス水和剤
- エトフェンプロックス乳剤
- エトフェンプロックス粉剤
- エトフェンプロックスマイクロカプセル剤
- エトフェンプロックス油剤
- エトフェンプロックス粒剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン乳剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン粉剤
- クロチアニジン水溶剤
- クロチアニジン水和剤
- クロチアニジン粉剤
- クロチアニジン粒剤
- クロマフェノジド水和剤
- クロマフェノジド・シラフルオフェン粉剤
- ジノテフラン液剤
- ジノテフラン剤
- ジノテフラン水溶剤
- ジノテフラン粉剤
- ジノテフラン粒剤
- ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤

項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

別紙

- 殺虫剤
- 燐酸第二鉄粒剤
- B P M C 乳剤
- B P M C 粉剤
- B P M C ・ P A P 粉剤
- P A P 乳剤
- P A P 粉剤
- イミダクロプリド水和剤
- イミダクロプリド粒剤
- エチプロール水和剤
- エチプロール粉剤
- エチプロール粉粒剤
- エチプロール粒剤
- エチプロール・シラフルオフェン水和剤
- エチプロール・シラフルオフェン粉剤
- エトフェンプロックス水和剤
- エトフェンプロックス乳剤
- エトフェンプロックス粉剤
- エトフェンプロックスマイクロカプセル剤
- エトフェンプロックス油剤
- エトフェンプロックス粒剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン乳剤
- エトフェンプロックス・ジノテフラン粉剤
- クロチアニジン水溶剤
- クロチアニジン水和剤
- クロチアニジン粉剤
- クロチアニジン粒剤
- クロマフェノジド水和剤
- クロマフェノジド・シラフルオフェン粉剤
- ジノテフラン液剤
- ジノテフラン剤
- ジノテフラン水溶剤
- ジノテフラン粉剤
- ジノテフラン粒剤
- ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤

ジノテフラン・ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）

シラフルオフェン乳剤

シラフルオフェン粉剤

スルホキサフロル水和剤

スルホキサフロル粉剤

テブフェノジド水和剤

チアメトキサム水和剤

ブプロフェジン水和剤

ブプロフェジン粉剤

ブプロフェジン粒剤

ブプロフェジン・B P M C 粉剤

フルピリミン水和剤

ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）

マラソン乳剤

マラソン粉剤

マラソン・B P M C 乳剤

メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤

アゾキシストロビン粉剤

アゾキシストロビン粉粒剤

イソチアニル粒剤

イソプロチオラン水和剤

イソプロチオラン乳剤

イソプロチオラン粉剤

イソプロチオラン粉粒剤

イソプロチオラン粒剤

イソプロチオラン・フルトラニル粒剤

オキシリニック酸水和剤

シメコナゾール粒剤

（削る）

チオファネートメチル水和剤

チオファネートメチル粉剤

テブフロキン水和剤

テブフロキン粉剤

ヒドロキシイソキサゾール液剤

フェリムゾン水和剤

フラメトピル粒剤

フラメトピル・プロベナゾール粒剤

（新設）

シラフルオフェン乳剤

シラフルオフェン粉剤

（新設）

（新設）

（新設）

チアメトキサム水和剤

ブプロフェジン水和剤

ブプロフェジン粉剤

ブプロフェジン粒剤

ブプロフェジン・B P M C 粉剤

フルピリミン水和剤

（新設）

マラソン乳剤

マラソン粉剤

マラソン・B P M C 乳剤

メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤

アゾキシストロビン粉剤

アゾキシストロビン粉粒剤

イソチアニル粒剤

イソプロチオラン水和剤

イソプロチオラン乳剤

イソプロチオラン粉剤

イソプロチオラン粉粒剤

イソプロチオラン粒剤

イソプロチオラン・フルトラニル粒剤

オキシリニック酸水和剤

シメコナゾール粒剤

シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤

チオファネートメチル水和剤

チオファネートメチル粉剤

テブフロキン水和剤

テブフロキン粉剤

ヒドロキシイソキサゾール液剤

フェリムゾン水和剤

フラメトピル粒剤

フラメトピル・プロベナゾール粒剤

フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤

(削る)

プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・テブフロキン水和剤
エチプロール・テブフロキン粉剤
エチプロール・メトミノストロビン剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤
エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤

(削る)

ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・テブフロキン粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤

(削る)

ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤

(削る)

チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
テブフェノジド・ブプロフェジン・フルトラニル水和剤 (エア)
テブフェノジド・ベンズピリモキサム・フルトラニル水和剤 (エア)
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤

フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・テブフロキン水和剤
エチプロール・テブフロキン粉剤
エチプロール・メトミノストロビン剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤
エトフェンプロックス・テブフロキン粉剤

クロチアニジン・フラメトピル粒剤

ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤
ジノテフラン・テブフロキン粉剤
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤

ジノテフラン・フラメトピル粒剤

ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤

シラフルオフエン・テブフロキン粉剤

チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤

(新設)

(新設)

ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤

フルセトスルフロン粒剤
プロパニル乳剤
フロルピラウキシフェンベンジル乳剤
ペノキススラム水和剤
メタミホップ粒剤
メタミホップ乳剤

(令和4年12月1日現在)

フルセトスルフロン粒剤
プロパニル乳剤
フロルピラウキシフェンベンジル乳剤
ペノキススラム水和剤
(新設)
(新設)

(令和2年12月31日現在)